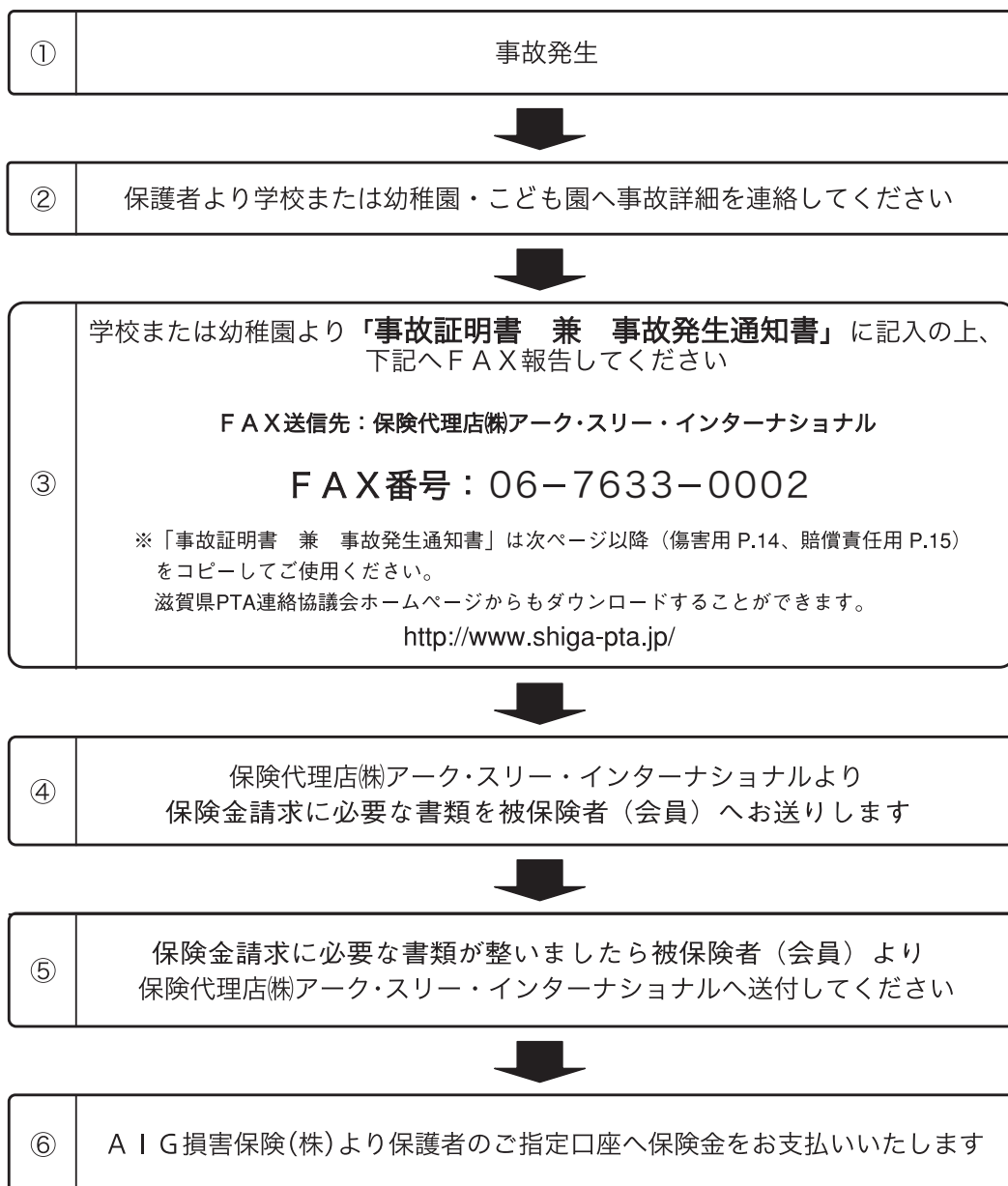


滋賀県PTA安全会 保険金請求の手続き



I 滋賀県PTA安全会が加入する保険の概要

1. 加入する保険とは

PTAが主催または共催する行事における参加者の不慮の災害や、PTAが主催または共催する活動で他人の身体または財物に損害を与えたことについてPTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に適用されるもので、

- | | |
|--------------------------|--------|
| A. PTA行事参加者の不慮の事故による身体障害 | 傷害保険 |
| B. PTAの管理責任に起因する事故 | 賠償責任保険 |

があります。以上の2点を総合的に保険に付し、補償が行われるようにするものです。

2. 対象となるPTA

単位PTA、県・市・町PTA連絡協議会（又は連合会）但し、非加入PTAは保険の対象となりません。

3. この保険で対象となる事故とは

A. 傷害保険

日本国内でPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事参加中または自宅からの往復途上において、被保険者（注1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

（注1）被保険者は次に掲げる方となります。

1. PTA会員（保護者・教職員）およびその学校・園に通学するすべての児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

細菌性食中毒補償特約：ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

熱中症危険補償特約：ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

（注）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべきケガに対しては対象となりません。

B. 賠償責任保険

日本国内で行われるPTAが企画・立案し主催または共催する活動の遂行に起因する事故により他人の身体または財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

法律相談・クレーム対応費用補償特約：

- ①PTAまたはPTA役員がトラブルに巻きこまれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
- ②クレーム行為に関して、AIG損害保険（株）の提携先弁護士からアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。

提供飲食物危険補償特約：

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

4. 支払われる保険金は

A. 傷害保険

(1) 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合・・・150万円

(2) 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて・・・6万円～150万円

(3) 入院保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合・・・1日につき2,000円
但し、180日が限度

(4) 手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からの日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられた場合
入院中・・・20,000円 入院中以外・・・10,000円

(5) 通院保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合・・・1日につき1,200円
但し、90日が限度

B. 賠償責任保険

加入PTAまたはPTA役員が、当該事故につき損害賠償請求を受けた場合、保険会社と協議して認定を行います。

対人：1名につき2000万円限度、1事故につき1億円限度

対物：1事故につき5,000万円限度

保管物に関わる賠償責任：1事故につき10万円限度 保険期間中500万円限度
(自己負担額5,000円)

※提供飲食物危険補償特約の保険金額は対人補償と同額です。ただし、保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。

(1) 損害賠償金・・・法律上、被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料等）

(2) 争訟費用・・・万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬など

(3) 損害拡大防止軽減費用、求償権保全費用、緊急措置費用、保険会社への協力費用
法律相談・クレーム対応費用：1事故につき100万円限度 保険期間中1億円限度

5. この保険で対象とならない事故とは

A. 傷害保険

(1) PTA活動参加者または保険金受取人の故意または重大な過失

(2) PTA活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

(3) PTA活動参加者の自動車、バイク（原付自転車含む）等の無資格運転、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転による事故

(4) 脳疾患、疾病、心神喪失

(5) 妊娠、出産、早産、流産

(6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- (7) 戦争、暴動等、放射線照射、放射能汚染
- (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
…など

B. 賠償責任保険

- (1) P T A 会員の故意
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4) 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- (5) 競技参加中の P T A 会員同士の賠償責任
- (6) P T A 会員の同居の親族に対する賠償責任
- (7) P T A 活動以外の活動によって生じた賠償責任
- (8) 被保険者の占有を離れた物に起因する賠償責任
- (9) 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する賠償責任
…など

6. 保険金請求に必要な書類

A. 傷害保険

- ・「傷害保険保険金請求書兼同意書」（様式見本 P.16、P.17）
※治療期間が3か月以上もしくは保険金請求額が10万円以上の場合は、診断書の
取り付けが必要となります。

B. 賠償責任保険

- ・「賠償責任保険保険金請求書兼同意書」（様式見本 P.18、P.19）
- ・示談書
- ・損害を証明する書類（治療費明細書、休業損害証明書、診断書など必要に応じて）な
どです。

この保険の取扱保険会社は A I G 損害保険株式会社です。

保険に対するお問い合わせ、書類の請求などは下記の A I G 損害保険株式会社代理店にご連絡ください。

取扱保険会社

AIG損害保険株式会社

取扱代理店（株）アーク・スリー・インターナショナル

〒530-0012 大阪市北区芝田1-14-8
梅田北プレイス13階

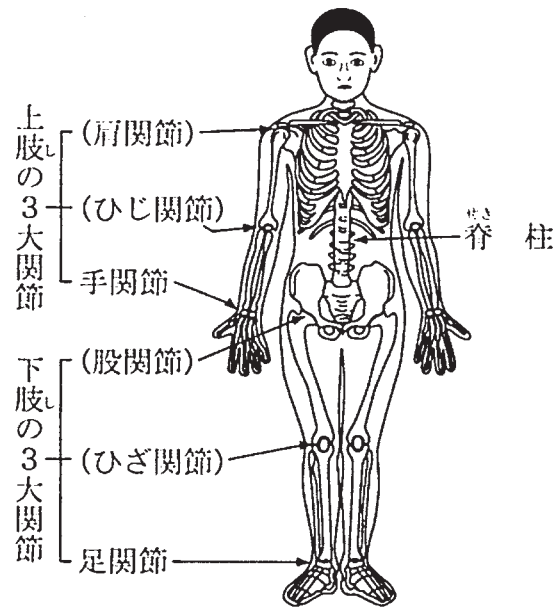
TEL 06-7633-0001
（平日10時～17時まで）

後遺障害支払基準一覧（約款より一部抜粋）

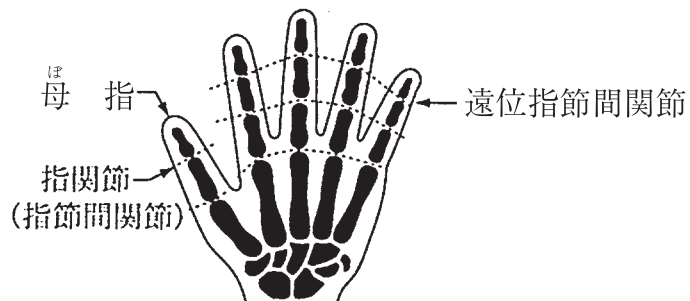
- 第1級 100%
 (1) 両眼が失明したもの
 (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの
 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ……等
- 第2級 89%
 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの
 (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ……等
- 第3級 78%
 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06 以下になったもの
 (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの
 (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ……等
- 第4級 69%
 (1) 両眼の矯正視力が0.06 以下になったもの
 (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの
 (3) 両耳の聴力を全く失ったもの ……等
- 第5級 59%
 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1 以下になったもの
 (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ……等
- 第6級 50%
 (1) 両眼の矯正視力が0.1 以下になったもの
 (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの
 (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ……等
- 第7級 42%
 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6 以下になったもの
 (2) 両耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
 (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ……等
- 第8級 34%
 (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02 以下になったもの
 (2) 脊柱に運動障害を残すもの
 (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの ……等
- 第9級 26%
 (1) 両眼の矯正視力が0.6 以下になったもの
 (2) 1眼の矯正視力が0.06 以下になったもの
 (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ……等
- 第10級 20%
 (1) 1眼の矯正視力が0.1 以下になったもの
 (2) 正面視で複視を残すもの
 (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの ……等
- 第11級 15%
 (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの
 (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
 (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ……等
- 第12級 10%
 (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの
 (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
 (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ……等
- 第13級 7%
 (1) 1眼の矯正視力が0.6 以下になったもの
 (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの
 (3) 正面視以外で複視を残すもの ……等
- 第14級 4%
 (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの
 (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
 (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ……等

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます

関節などの説明図



手



足

